

19 宮城県商工会連合会

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区上杉一丁目14番2号			代表者	会長 佐藤 浩
電話	022-225-8751	ファックス	022-265-8009	ホームページ	http://www.miyagi-fsci.or.jp/
設立	昭和36年11月8日	改革分類	自立支援団体	県担当課	経済商工観光部 商工金融課
出資等の状況	第1位 - (-) 千円	第2位 - (-) 千円	第3位 - (-) 千円	その他	- (-) 千円
設立目的(定款等)	地区内における商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的とする。				出資等総額 0 千円 (0.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業1	経営改善普及事業	227,746	254,004	221,692	商工会運営指導, 小規模事業施策普及事業, 広域振興等地域活性化事業など
	全体事業に占める割合	65.1%	63.9%	62.2%	
事業2	受託事業	102,672	118,333	117,700	中小企業景況調査事業, 経営計画作成支援事業, 中小企業小規模事業者ワンストップ支援事業など
	全体事業に占める割合	29.4%	29.8%	33.0%	
事業3	地域総合振興事業	19,290	25,353	16,828	商工会組織強化事業, 検定事業推進費, 情報対策事業など
	全体事業に占める割合	5.5%	6.4%	4.7%	
その他の事業					
	全体事業に占める割合				
全体事業費		349,708	397,690	356,220	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
地区内における商工会の健全な発達を図り、もって商工業者の振興に寄与する。 特に、東日本大震災被災商工会等及び新型コロナウイルス感染症感染拡大により大きな影響を受ける中小・小規模事業者に対する支援を行うとともに、会員の身近な相談相手として、全職員による全会員に対する巡回訪問を徹底し、商工会の経営支援機能の強化及び会員サービスの向上を図る。	商工会が行う経営改善普及事業等の適正かつ円滑な実施を支援することにより、小規模事業者等の東日本大震災からの復興、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている事業者の事業の持続的な発展、地域経済の活性化等に寄与していくことが期待される。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和3年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
令和3年福島県沖地震により被害を受けた地域の商工会のマンパワー不足を補うため、県の支援施策の活用を支援するなど、延べ130日間に亘り人的支援を行うことにより経営支援機能の強化が図られた。 また、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、新たな生活様式を取り入れたビジネスモデルの展開手法等を学ぶ「ウィズコロナ・アフターコロナにおけるマーケティングセミナー」を開催するとともに、受講者に対し専門家を派遣し、具体的計画の策定と実施に向けたフォローアップ支援を行った。	相次ぐ大規模自然災害等から事業者の事業継続を支える商工会の役割が大きくなる中で、連合体組織として支援・指導を担う当該団体の重要性は増している。令和3年福島県沖地震では、被害を受けた地域の商工会のマンパワー不足を補うため、人的支援を行うことにより経営支援機能の更なる強化が図られたほか、新型コロナウイルス感染症への対応では、アフターコロナ等を見据えたビジネスモデルを学ぶセミナーを開催するなど、時宜にかなった事業者支援の拡充が図られた。今後も、商工会が行う小規模事業者等への伴走型支援体制構築等に対する商工会連合会による支援の継続が求められる。

(3) 団体に対する総合評価(令和3年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	商工会会計事務に精通している監事の監査を年2回(中間監査及び本監査)受けている。また、監事については、理事会にもオブザーバーとして参加し、会計のみならず事業運営についても造詣を深めている。コロナ禍においては開催されていないが、全国連が開催する役員セミナーにも参加する準備をしている。	健全な組織運営のため、関係規程等の整備や内部統制の強化等に良好に取り組んでいると認められる。引き続き、組織の健全な運営が維持・強化されるように、必要に応じ助言等を行っていく。	A
ロ 財務の健全性 ※1	商工会会員増強運動3か年計画及び共済事業3か年計画に基づいた効果的な推進を行い自主財源の確保による財政基盤強化、拡充に努めた。	新型コロナウイルス感染症対策関連事業の実施という特殊要因を含むものの、「総収入に対する補助金等の割合」を始めとする主な経営指標は安定しており、財務の健全性の確保に努めていると認められる。	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	多様化する会員のニーズに対応するため、中小・小規模事業者の置かれている状況等の把握に努め、小規模事業者の生産性向上やデジタル化等の課題を着実に解決するための支援策の一層の充実と商工会の支援体制の強化拡充を図る。	健全な組織運営が図られている。新型コロナウイルス感染症や不安定な経済情勢の対応など商工会が担う役割が多様化する中で、引き続き、商工会が行う経営支援の充実・強化などの団体としての使命・役割を果たしながら、事務・事業の効率化等が図られるよう、県として必要な支援を行っていく。	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
貸借対照表	資産合計	394,837	357,694	383,320	25,626
	流動資産	115,317	84,345	113,950	29,605
	固定資産	279,520	273,349	269,370	△ 3,979
	うち有形固定資産	219,820	216,149	215,170	△ 979
	負債合計	387,411	350,144	373,678	23,534
	流動負債	107,891	76,795	104,308	27,513
	固定負債	279,520	273,349	269,370	△ 3,979
	うち長期借入金	0	0	0	0
	純資産	7,426	7,549	9,642	2,093
資本金	0	0	0	0	
利益剰余金	7,426	7,549	9,642	2,093	
収支計算書	事業収入	428,961	469,293	432,928	△ 36,365
	事業外収入	6,042	7,425	7,550	125
	収入計	435,003	476,718	440,478	△ 36,240
	事業費	355,881	404,375	363,110	△ 41,265
	管理費	57,812	59,294	59,395	101
	事業外支出	13,884	5,500	8,331	2,831
	支出計	427,577	469,169	430,836	△ 38,333
	当期収支差額	7,426	7,549	9,642	2,093
県の財政的関与	補助金	187,908	207,840	182,493	△ 25,347
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	187,908	207,840	182,493	△ 25,347
	総収入 ※3	435,003	476,718	440,478	△ 36,240
	総収入に対する補助金等割合	43.2%	43.6%	41.4%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。

(なお、非公募で指定管理者となった団体で利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝売上高＋営業外収益＋特別利益【損益計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
自己資本比率	純資産合計(株主資本)÷資産合計(総資産)×100	1.9%	2.1%	2.5%	0.4%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	106.9%	109.8%	109.2%	-0.6%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	17.0%	18.7%	17.5%	-1.2%
経常利益率	経常利益÷売上高×100	1.7%	1.6%	2.2%	0.6%
販売管理費比率	販売費及び一般管理費÷売上高×100	13.3%	12.4%	13.5%	1.1%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (6月末現在)	令和3年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	17 (0)	17 (0)	17 (0)	平均年齢	1名のため非公開			
職員	常勤職員 (※4)	23	24	24	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開			
	プロパー職員	23	24	24					
	県OB	0	0	0	常勤職員(プロパー)				
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢	44.2			
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開			
上記以外の職員(※5)	6	6	5						
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %	不足数	-

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

19 宮城県商工会連合会

＜組織運営の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	■
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程	■
			施設等の管理規程	□
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	■
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	■
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	■
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□
			○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容： ）（1点）	□
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	□	
			財産目録	□	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
役員の報酬・退職金に関する規定	□				
合計（10点満点）				9	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、 今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考 指標
商工会会計事務に精通している監事の監査を年2回（中間監査及び本監査）受けている。また、監事については、理事会にもオブザーバーとして参加し、会計のみならず事業運営についても造詣を深めている。コロナ禍においては開催されていないが、全国連が開催する役員セミナーにも参加する準備をしている。	健全な組織運営のため、関係規程等の整備や内部統制の強化等に良好に取り組んでいると認められる。引き続き、組織の健全な運営が維持・強化されるように、必要に応じ助言等を行っていく。	A

<参考指標>
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

19 宮城県商工会連合会

＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	4	
		②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1		
		③当期のみ増加又は黒字	2		
		④当期を含め2期連続増加又は黒字	3		
		⑤3期連続増加又は黒字	4		
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	0
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適 正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合＝補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
		②①又は③以外	1	
		③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】 借入金依存度は抑制されているか。 (3期比較) [借入金依存度(%)＝(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	1
		②当期≤前期、又は当期≤前々期	1	
		③当期≤前期≤前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況 累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
		②累積なし	2	
合計(13点満点)				9

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
商工会会員増強運動3ヵ年計画及び共済事業3ヵ年計画に基づいた効果的な推進を行い自主財源の確保による財政基盤強化、拡充に努めた。	新型コロナウイルス感染症対策関連事業の実施という特殊要因を含むものの、「総収入に対する補助金等の割合」を始めとする主な経営指標は安定しており、財務の健全性の確保に努めていると認められる。	B

<参考指標>
合計点が 11～13点の場合：A(概ね良好) 7～10点の場合：B(改善の余地あり) 3～6点の場合：C(改善措置が必要) 0～2点の場合：D(大いに改善措置が必要)